

2014年4月2日

国立大学法人琉球大学
学長 大城 肇 殿

琉球大学教授職員
会長 辻 雄二



労使交渉における学長の権限委任のあり方に関する申し入れ

2013年12月17日の団体交渉において、全学説明会の手順を形にして取り結ぶことについては、団体交渉以外の方法で作業することを労使双方で確認した。また理事でない副学長及び学長補佐の管理職手当の団体交渉内容については、合意書ないし確認書に取り結ぶこと、この作業を事務レベルで行うことを労使双方で確認した。これは大城学長と西川理事も同席の団体交渉の場で確認されたことである。

これを承けて3月3日の事務折衝においては、ふたつの文書化の作業について、日程調整の上で開催する事務折衝の形式ではなく、事務レベルで行うのが速やかで良いこと、ただしその際は「摺り合わせをする権限のある人」で行う必要があることを労使双方で同意し、使用者側は総務部長、労働者側は教授職員会副会長で行うことになった。

以上の経緯を踏まえて、教授職員会ならびに三者連絡会事務局として阿部副会長が対応した。大学当局からは矢崎総務部長が交渉担当者となり、約1ヶ月に及ぶ折衝を重ねた事実から、大城学長は同様の権限を総務部長に委任していたと考える。労使対等の原則からして、これは当然の常識的理解でもある。

折衝は事前の文書交換と電話での確認のほか、4回に及ぶ総務部長室での作業により、下記の通り行われた。

3月3日(月)	事務折衝
3月11日(火)	総務部長室にて16時から17時30分
3月17日(月)	総務部長室にて13時から15時
3月27日(木)	総務部長室にて15時から17時50分
3月28日(金)	11時に電話による確認
3月28日(金)	総務部長室にて16時30分から18時30分
3月29日(土)	11時に電話による確認

この経過のなかで、3月28日(金)11時の電話による確認の時点で、全学説明会の合意書については、相互に大筋の合意に至っていることが確認された。このため、同日午後総務部長室において、総務部長が当該文書から「(案)」の文字を削除し、文書に日付を入れて、3月31日に取り結ぶことを約束した。その後これについて何の追加連絡もなかった。

それにも拘わらず、3月31日の学長交渉の席上になって突如これを否定したことは、総務部長への委任を否定したに等しいものと受け止めている。組合三者との折衝は権限のない人物による偽の交渉だったのか。これは権限を委任した学長の責任問題であり、権限の委任状況に対する労使間の信義の問題である。

労使が対等に交渉して協約を締結することは団体交渉の目的そのものである。このように交渉経過を軽視し、団体交渉の意義を損なうことが今後繰り返されてはならないので、まず今回の経過と責任者からの説明を求める。また、労使交渉における学長の権限委任のあり方について説明を求める。以上、文書による回答を要求する。

教授職員会はこの間、使用者としての交渉担当者の言動について機会を捉えて問い質してきたが、労使交渉における学長の権限委任について、文書によらず口頭で行うことを繰り返し主張してきたのは、西川総務担当理事である。組合三者としては、今後、学長権限の委任について文書による確認を要求することも検討することを申し添える。

以上。